

## 居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項及び運営規定

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者が患者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

### 1. 事業者概要

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 事業者名称   | タイヘイ薬局長原店（大阪府知事指定居宅療養管理指導サービス事業者） |
| 事業所の所在地 | 大阪市平野区長吉長原東3丁目2番20号               |
| 代表者名    | (株) PMC 代表取締役 吉田 尚由               |
| 電話番号    | 06-6711-0490                      |
| FAX番号   | 06-6711-0491                      |

### 2. 事業の目的と運営方針

|       |  |
|-------|--|
| 事業の目的 | 要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、タイヘイ薬局長原店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。  |
| 運営の方針 | ①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。<br>②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。<br>③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはありません。 |

### 3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

#### 【居宅療養管理指導等サービス】

- ①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

注) 居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

#### 4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

| 従業者の職種 | 員 数 | 通常の勤務体制  |
|--------|-----|--|
| 薬剤師    | 4名  | ・常勤者（3名）非常勤者（1名）<br>勤務時間一午前9：00～午後6：30<br>(土曜は午後5：30迄) |
| 事務員    | 3名  | ・常勤者（3名）<br>勤務時間一午前9：00～午後6：30<br>(土曜日は午後5：30迄)        |

#### 5. 担当薬剤師

- ①担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ②利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。

#### 6. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

- ①営業日 月曜日から土曜日まで。但し、国民の祝祭日及び年末年始ならびに別に定める一部の夏期休業日を除きます。
- ②営業時間 月曜～金曜 9：00～18：30まで  
土曜 9：00～17：30まで
- ③営業時間内の連絡先（代表番号） 06-6711-0490

#### 7. 緊急時の対応等

- ① 携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
  - ② 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。
  - ③ 利用者の状態の急変等に伴い、医師の求めにより緊急で訪問薬剤管理指導（在宅患者緊急訪問薬剤管理指導（※））を実施した場合、事前に策定する薬学的管理指導計画に基づき、最大月4回（末期の悪性腫瘍、あるいは注射による麻薬の投与が必要な利用者については最大月8回）実施いたします。
- ※在宅患者緊急訪問薬剤管理指導は公的医療保険の適用となります。

## 8. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

① 居宅療養管理指導サービス提供料として

居宅療養管理指導費

- ・単一建物診療患者 1人に対して行う場合：1回につき 518円
- ・単一建物診療患者 2～9名に対して行う場合：1回につき 379円
- ・上記以外の場合：1回につき 342円 （1割負担の場合）
- ・算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。ただし、がん末期患者の場合、1週に2回、かつ、月に8回を限度。

② 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき 100円（①に加算）

注1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2) 上記の利用料等は厚生労働省告示第124号に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

## 9. 苦情申立窓口

居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

利用者または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

連絡先：06-6711-0490

## 10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者及び担当者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) その他、必要な措置を講じます。

## 11. 事故処理

居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

## 12. その他運営に関する重要事項

- ① 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
- ② 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- ③ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなく

なった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- ④ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- ④ この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### 1 3. 指定居宅療養管理指導の内容

薬剤師の行う居宅療養管理指導の主な内容は、次の通りとします。

- ・ 処方箋による調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- ・ 薬剤服用歴の管理
- ・ 薬剤等の居宅への配達
- ・ 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・ 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・ 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・ 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・ ADL、QOL 等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・ 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等へ情報の提供
- ・ 麻薬製剤の疼痛管理
- ・ 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- ・ 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- ・ 在宅医療機器、用具、材料等の供給
- ・ 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- ・ その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

### 1 4. 通常の事業の実施地域

通常の実施地域は、大阪市、堺市、東大阪市地域の区域とします。

※区域外に関しましては、都度ご相談させていただきます。